

評点の方法について（令和 7・8 年度）

I 算出方法

- 1 客観点と主観点の合計により総合点を算出します。
 - (1) 客観点・・・経営事項審査の項目（建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年 1 月 31 日国土交通省告示第 85 号）」で定めるところの例）をもとにした点数の合計
 - (2) 主観点・・・福島県独自による項目の点数の合計 ※対象は、県内業者のみ
- 2 県内建設業者及び県外建設業者については下記のとおりです。
 - (1) 県内業者・・・建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち県内に主たる営業所を有する建設業者
 - (2) 県外業者・・・県内業者以外の建設業者

II 客観点（客観的事項）

- 1 経営規模
 - (1) 工事種別年間平均完成工事高
（経営事項審査における X1 点数を福島県の 18 工事種別に組み替えて使用）
 - (2) 自己資本額及び利払前税引前償却前利益
（経営事項審査における X2 点数を使用）
- 2 経営状況（経営事項審査における Y 点数を使用）
 - (1) 純支払利息比率
 - (2) 負債回転期間
 - (3) 総資本売上総利益率
 - (4) 売上高経常利益率
 - (5) 自己資本対固定資産比率
 - (6) 自己資本比率
 - (7) 営業キャッシュフロー
 - (8) 利益余剰金
- 3 技術力（経営事項審査における Z 点を福島県の 18 工事種別に組み替えて使用）
 - (1) 工事種別毎の技術職員数
 - (2) 工事種別毎の元請完成工事高
- 4 その他の審査項目（社会性等）（経営事項審査における W 点を使用）
 - (1) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況
 - (2) 建設業の営業年数
 - (3) 防災協定締結の有無
 - (4) 法令遵守の状況
 - (5) 建設業の経理に関する状況
 - (6) 研究開発の状況
 - (7) 建設機械の保有状況
 - (8) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

Ⅲ 主観点（主観的事項）※県内業者のみ対象

1 主観点項目について

項 目
(1) 工事成績
(2) 工事施工の状況
(3) 優良工事の有無
(4) 技術職員の数
(5) 建設業法に基づく処分
(6) 資格の認定の取消し及び喪失
(7) 入札参加資格制限
(8) 「働く女性応援」中小企業認証 「仕事と生活の調和」推進企業認証
(9) 障害者の法定雇用義務の遵守
(10) 「福島県建設業新分野進出企業認定事業」の認定 「福島県建設業新分野進出優良企業表彰事業」の表彰
(11) 除雪、維持委託業務（災害対応に限る。）の実績
(12) 新卒者の雇用
(13) 保護観察対象者等の雇用
(14) 「ふくしま健康経営優良事業所」の認定

2 各項目について

(1) 工事成績

- ・ 県発注工事の工事成績を評定する。
- ・ 一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事について、審査基準日直前4年間の工事成績点の平均点を算出する。
- ・ 工事成績点65点を主観点0点とし、工事成績点が1点増減するごとに、主観点20点を増減する。また、平均点の実績により増減する。

【算式】主観点＝（審査基準日前1～4年の工事成績平均点－65点）×20

(2) 工事施工の状況

一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事について、審査基準日直前2年間又は直前3年間の工事種別ごとの下請発注比率を算出する。

【算式】下請発注比率＝2年又は3年平均の外注した金額÷完成工事高

次の基準によりそれぞれ主観点を付与する。

下請発注比率	右以外の業種	建築工事
50以下	0	0
51～60	－4	0
61～70	－8	0
71～80	－12	－4
81～85	－16	－8
86～90	－20	－12
91～95	－40	－20
96以上	－40	－40

(3) 優良工事の有無

審査基準日の直前2年度間において優良工事を施工した場合は、当該工事の工事種別ごとに、次の基準によりそれぞれ主観点を付与する。

優 良 工 事 の 有 無	主観点
(1) 優良工事の表彰1件につき（ただし、2件まで）	20点
(2) 福島県優良工事表彰審査委員会における審査に合格した工事（表彰を受けた工事を除く。）を2ヶ所以上施工した場合 ただし、(1)で付与された場合、(2)では付点しない。	20点

(4) 技術職員の数

工事種別毎に技術職員がいる場合は、次の基準により主観点を付与する。
技術職員1人につき2点（ただし、工事種別毎に20点まで）。

(5) 建設業法に基づく処分の有無

審査基準日の直前2年間において建設業法による処分を受けた場合には、その都度、次の基準により主観点を付与する。

処 分	処 分 の 期 間	主観点
指示処分		-10
営業停止処分	30日未満	-20
	30日以上90日未満	-30
	90日以上180日未満	-40
	180日以上	-50

(6) 資格の認定の取消しの有無

審査基準日の直前2年間において資格の認定を取消された者 （-50点）
当該資格以外の工事種別について取消された者 （-25点）

(7) 入札参加資格制限の有無

審査基準日の直前2年間において入札参加資格制限を受けた場合には、その都度、次の基準により主観点を付与する。

参加資格制限期間	主観点
1月未満	-10
1月以上2月未満	-20
2月以上3月未満	-30
3月以上6月未満	-40
6月以上	-50

(8) 次世代育成支援企業認証の有無

審査基準日において認証を取得している場合は、次の基準により主観点を付与する。

「働く女性応援」中小企業認証を取得している者 （10点）

「仕事と生活の調和」推進企業認証を取得している者 （10点）

(9) 障害者の法定雇用義務の遵守の有無 （10点）

審査基準日において障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123

【別紙 2】

号) 第 4 3 条に規定する障害者の法定雇用義務を遵守している者又は、同条に規定する法定雇用障害者数が零人で障害者を雇用している者

(10) 福島県建設業新分野進出事業の状況

審査基準日において認定及び表彰を受けている場合は、次の基準により主観点を付与する。

「福島県建設業新分野進出企業認定事業」の認定を受けている者 (10点)

「福島県建設業新分野進出優良企業表彰事業」の表彰を受けている者 (10点)

(11) 過去 2 年間ににおける除雪業務、維持委託業務の実績 (10点)

福島県内において、福島県が発注した下記の維持委託業務又は除雪業務の過去 2 年間の契約実績がある者(維持委託業務は災害対応を含んでいる契約内容に限る。)

担当部	委託業務名
農林水産部	県単応急対策業務委託
土 木 部	除雪業務委託
	港湾・漁港維持管理業務委託
	道路維持補修業務委託
	舗装維持修繕業務委託
	河川維持管理業務委託
	海岸維持管理業務委託
	港湾・漁港維持管理業務委託

(12) 新卒者の雇用

若手技術者の確保・育成の観点から、新卒者を採用した場合は、次の基準により申請あった全ての業種に主観点を付与する。

新卒者 1 名につき 5 点 (ただし、最高 20 点)

(13) 保護観察対象者等の雇用 (10点)

福島保護観察所の登録を受けた協力雇用主として、審査基準日の 3 年前の日が属する年度の 4 月 1 日以降に保護観察対象者等を雇用した場合に主観点を付与する。

(14) 健康経営優良事業所認定の有無 (10点)

審査基準日において福島県が定める「ふくしま健康経営優良事業所」の認定を受けている者に主観点を付与する。

IV 総合点の調整

1 合併特例措置による調整

合併等により総合点の調整の適用を受けた場合には、格付等級を本来の等級よりも 1 等級上位に格付する。ただし、合併等の結果、合併前より上位の格付等級又は A ランクに格付けされた場合は、特例措置の対象としない。

2 最上位ランク (A ランク) への制限による調整

前回名簿 (令和 5・6 年度) において各種別毎に C 又は D ランク及び新規申請者については、B ランクを上限とする。